

議案第68号

東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、東郷町職員の給与に関する条例の一部改正に準じ改正する必要があるからである。

東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和43年東郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案の概要

1 改正理由

東郷町職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給割合を改正する必要があるからである。

2 改正内容

(1) 第1条関係

期末手当の支給割合を次のように改めること。 (第4条第3項関係)

支給割合	
改正後	改正前
100分の167.5	100分の162.5

(2) 第2条関係

期末手当の支給割合を次のように改めること。 (第4条第3項関係)

支給割合	
改正後	改正前
100分の165	100分の167.5

3 施行期日等

- (1) 2(1)の規定は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用すること。
- (2) 2(2)の規定は、令和5年4月1日から施行すること。